

福祉民生常任委員会会議録

平成29年8月28日

北 見 市 議 会

午前 9時59分 開 議

○(隅田委員長) ただいまから福祉民生常任委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいたさせます。

○(置田局長) ご報告を申し上げます。ただいまの出席委員数は7名、全員出席であります。

以上であります。

○(隅田委員長) 本日は、各部局からの報告が了した後、野村興産株式会社イトム力鋳業所の視察を予定しておりますので、よろしく願いいたします。暫時休憩いたします。

午前 9時59分 休 憩

午前10時00分 再 開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それではまず、端野総合支所からの報告を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○(田辺総合支所長) おはようございます。それでは、端野総合支所から端野町廃棄物処理場等の閉鎖につきましてご報告させていただきます。

端野町廃棄物処理場につきましては、平成27年度末をもって搬入受け入れを停止し、その後覆土施工、埋め立て最終処分終了届出書の提出などを了しましたので、今後の事務手続につきましてご報告をさせていただきます。

詳細につきましては、端野総合支所市民環境課長からご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○(加藤課長) おはようございます。それでは、私からお手元の資料に基づきましてご報告させていただきます。

初めに、端野町廃棄物処理場施設の所在地でございますが、資料2ページをお開きください。端野町廃棄物処理場は、図面のやや右中央に丸印で示しておりますとおり、常呂川沿いの道道日吉端野線の川

口橋手前から山側に入ったところに位置しておりません。

それでは、資料1ページにお戻りください。施設の概要ですが、端野町廃棄物処理場は、第1期処理場を平成3年度から稼働しておりましたが、容量を満たしたことから平成14年度に第2期を増設し、平成27年度末まで搬入受け入れを行ってまいりました。また、平成15年度から同敷地内にリサイクルセンターを整備し、ペットボトルの圧縮こん包と白色発泡トレーの処理を行ってきたところです。

平成27年度末をもって搬入受け入れを停止することについては、平成26年8月20日開催の福祉民生常任委員会において報告させていただきましたが、計画されていた処理量に達しましたので、平成28年3月31日をもって、ごみの搬入受け入れを停止したところです。受け入れ停止後は、燃やさないごみ、粗大ごみ等の不燃ごみは端野町リサイクルセンターで、中間処理を行っていたペットボトルはクリーンライフセンターへ搬入先を変更いたしました。端野総合支所からの距離は、クリーンライフセンターのほうが近いことや道路状況もよいことから、搬入先を変更したことによる市民からの苦情はありませんでした。

その後、平成28年度に最終覆土施工を行い、平成29年3月31日をもって完了いたしましたので、平成29年6月26日付で北海道知事宛てに一般廃棄物の最終処分場の埋め立て処分終了届出書を提出いたしました。埋め立て処分終了届出書を提出いたしましたことから、今後当処理場ではごみの搬入受け入れを行いませんので、直近の議会において北見市廃棄物処理施設条例から北見市端野町廃棄物処理場と北見市端野町リサイクルセンターを削除する提案をさせていただきます。

閉鎖後の施設の管理については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を

定める省令に基づき放流水の水質管理を行わなければなりませんので、引き続き浸出水処理施設等の適切な維持管理を行います。

また、廃棄物最終処分場埋め立て処分計画では、植生、植栽を行うこととなっておりますので、植林を行うとともに、雨水排水溝の泥上げ等も行ってまいります。

最終的な廃止の手続については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、浸出水の水質、発生ガス等の技術上の基準に適合している等の条件を満たすことが必要とされており、これらの条件を満たした時点で改めて廃止の手続を行うこととなります。この条件を満たすまでの年数については、10年から15年程度を要すると言われており、それまでの期間は浸出水の処理を継続して行います。

端野町廃棄物処理場等の閉鎖についての報告は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○（隅田委員長） 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○（宮沢委員） 処理場の関係なのですけれども、覆土した後、黒土を載せているのか、それと排水はどのようにしているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○（加藤課長） ただいま宮沢委員からご質問のありました覆土後の排水の関係ですが、当初から処理場の周りに排水溝がありますので、先ほど申し上げたとおり、火山灰等が入った場合についてそれを処理することを今後続けていきたいと。今回覆土した土につきましては、火山灰を入れさせていただいております。

以上です。

○（隅田委員長） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） なければ、以上で端野総合支所からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時06分 休憩

午前10時06分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、子ども未来部からの報告を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○（滝沢部長） おはようございます。それでは、私から子ども未来部保育課が所管いたします報告事項について概要を説明させていただきます。

教育・保育施設保育料の軽減についてでございますが、子育て世帯の経済的負担を軽減することを目的に、本年4月に北海道の独自施策として創設されました多子世帯の保育料軽減支援事業に基づき、保育所等を利用する3歳未満の子供のうち、第2子以降に係る保育料の無償化を実施するものでございます。

私からは以上でございますが、詳細につきましては担当課長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○（苅込課長） おはようございます。それでは、私から保育課所管にかかわります教育・保育施設保育料の軽減につきまして委員会資料に基づきご説明させていただきます。

委員会資料1ページをごらんください。（1）概要でございますが、当市における教育・保育施設の保育料につきましては、新制度がスタートした平成27年度以降、当市の従来の保育料負担水準の維持に努めるとともに、国の改正に合わせ負担軽減を図ってきたところでございますが、さらなる子育て世帯の経済的負担を軽減することを目的に、本年4月、道の独自施策として新たに多子世帯の保育料軽減支援事業が創設されたところでございます。実施に当たりましては、道の実施要綱に基づき、保育所等を利用する3歳未満の子供のうち第2子以降に係る保育料を無償化するもので、道から交付される補助金を財源の一部として活用するものでございます。

次に、(2)の実施内容でございますが、対象児童の保育料をゼロ円とし、平成29年4月分保育料から遡及適用いたします。

次に、(3)対象児童でございますが、ア、保育所等を利用する4月1日現在の満年齢がゼロ歳から2歳の保育認定子供、イ、多子世帯における年長者から順に数えて2人目以降の子供、ウ、保育料算定の基礎となります市民税所得割合算額が16万9,000円未満、年収で換算いたしますと約640万円相当未満の世帯に属する子供、以上アからウまで全ての要件を満たす児童を対象といたします。

最後に、(4)、軽減する保育料でございますが、平成29年6月1日現在の在籍児童により試算したところ、ア、軽減の対象となります児童は約310名、イ、軽減する国基準保育料は年額で約7,262万2,000円、ウ、道からの補助金歳入額は国基準保育料に対して2分の1の額、年額で約3,631万1,000円を見込んでいます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○(隅田委員長) 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○(菊池委員) 最後の軽減する保育料等についてですけれども、事業の実施に対して交付される補助金を財源の一部として活用するとなっているということは、軽減する国基準保育料から道の補助金を差し引いた残りの部分はどこの負担になるのでしょうか。無料化に当たっての国の負担か、それとも地元負担か、その辺を聞かせていただきたい。

○(苅込課長) 今菊池委員からご質問いただきました負担の額ですが、国基準保育料に対しまして2分の1の額が道、残り2分の1については市負担ということになります。

以上です。

○(菊池委員) その件はわかりました。つまり約3,600万円余りについては市が負担する。この市の負担がなければ、道負担はないということになるのでしょうか。

○(苅込課長) 今菊池委員からいただきました件につきましては、この要綱にのっとって実施させていただきますので、市の負担がなければ道の補助は受けられないということになっています。

○(菊池委員) 市も保育料の軽減ということではいろいろ努力をしてきているのですけれども、先ほどの説明からいいますと年収の制限等もありましたけれども、年齢の部分では1人の場合はこういう制度は受けられないけれども、2人以上に関してはゼロ歳から2歳が無料になったということは、今度3歳から上は、さらに無料になっているはずではなかったかと。私の認識が違えばあれなのですけれども、保育料軽減の全体の構図というのは、今は1人以上はほぼ無料化されつつあるという認識でいいのでしょうか。その点をお聞きします。

○(苅込課長) 今菊池委員からいただきました保育料の構成のことについてだと思われそうですが、今第1子に係る保育料については、階層別の保育料基準額に基づいてかかっている状況です。1人というのは、ひとり親世帯ですとかそういった軽減策は入ってはいるのですが、第1子に対する保育料に対して、保育認定の保育料でありますと大体3分の1程度が第2子の保育料として設定させていただいているところです。今回につきましては、3歳未満の第2子以降の子供に係る保育料を無償化するという施策でございますので、よろしく願います。

○(隅田委員長) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(隅田委員長) なければ、以上で子ども未来部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時15分 再開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市民環境部からの報告2件を議題といたし

ます。

理事者の説明を求めます。

○（佐野部長） おはようございます。市民環境部から2件の報告案件についてご説明させていただきます。

初めに、北方四島交流事業、いわゆるピザなし交流事業による訪問団の受け入れについてでございますが、ピザなし交流は北方領土問題解決までの間、日本とロシアの相互理解の増進を図り、領土問題の解決に寄与することを目的として、平成4年から実施されております。このたび、事業の実施主体であります公益社団法人北方領土復帰期成同盟北方四島交流北海道推進委員会より本市に対しまして訪問団受け入れの要請があり、9月22日から3泊4日の日程で受け入れることとなりましたので、ご報告をさせていただきます。

次に、2件目の平成29年度水銀の硫化実証実験、環境省委託事業についてでございますが、国では新たな廃棄物となる水銀の処理方法について検討を進めている中、水銀の硫化実証実験が環境省委託事業として実施されておりますことから、その状況等についてご報告をさせていただきます。

私からは以上でございますが、詳細につきましては担当主幹及び担当課長からご説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○（丸次主幹） それでは、北方四島交流事業による訪問団受け入れについて委員会資料に基づき説明させていただきます。

委員会資料1ページになります。この事業は、公益社団法人北方領土復帰期成同盟北方四島交流北海道推進委員会が事業実施主体となり、平成4年から実施されており、日本国民と北方四島在住ロシア人が相互に訪問し、さまざまな交流プログラムを通じ、相互理解と友好を深め、北方四島在住ロシア人の北方領土に対する理解を促すとともに、日本に対する信頼感の醸成を図ることを目的に実施されております。

平成29年度は、日本国民の四島への訪問事業を5回、四島在住ロシア人の日本への受け入れ事業を4回予定しており、このうち第4回目の受け入れ事業を北見市において実施するものであります。同事業の北見市におけるこれまでの受け入れ状況についてであります。平成6年、平成10年、平成21年に、また合併前の旧常呂町でも平成7年に実施していることから、今回で5回目の受け入れとなります。

受け入れ事業の概要ですが、北方領土に隣接する根室地域を初め、北海道及び全国各地で交流が行われており、本市での事業内容は9月22日から25日までの3泊4日の日程で、日本の家庭生活を体験してもらうホームステイを初め、学校での児童生徒との交流、日本文化の体験、市内の施設見学、歓迎夕食交流会、さらには生活等に関連したテーマについて意見交換を行う住民交流会を通じて、日本への親近感や日本文化、社会への理解を深めていただくこととしております。

訪問団の構成であります。北方四島在住ロシア人60人程度、通訳、北方四島交流北海道推進委員会の職員を含めまして、全体で78人程度を予定しております。

なお、本事業に係る経費につきましては、事業実施主体であります北方四島交流北海道推進委員会が負担することとなっております。

私からは以上です。

○（市山課長） それでは、私から環境省の委託事業でございます平成29年度水銀の硫化実証実験について委員会資料に基づきご説明をさせていただきます。

委員会資料2ページをお開きください。1、硫化実証試験の概要といたしまして、本実証試験は環境省が直接委託公募を行い、受託されました野村興産株式会社がイトムカ鉱業所において水銀の硫化実証試験を実施しているところでございます。業務内容といたしましては、水銀を硫化することによる安定化、さらには固形化の検証について、連続運転にお

ける課題の抽出、技術上の要件及び維持管理上の要件の検証となっております。

2、実証試験実施の背景といたしましては、平成25年10月に水銀に関する水俣条約が採択され、本年8月16日に発効されたところでございますが、同条約におきまして水銀の利用の制限、輸出入の制限、大気への排出規制及び水銀廃棄物の適正な処分などが求められているところでございます。そのことから、水銀廃棄物の適正な処分を行うため、廃水銀を硫化し、さらには固形化することにより、長期的、安定的な管理を行うための方法について、現在試験を行っているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○（隅田委員長） 説明が了しました。質疑のある方は発言願います。

○（菊池委員） この水銀の硫化実証実験、具体的な方法とかについては本日視察するというところでありますけれども、この実験が終わった後と申しますか、この条約の発効によって販売や流通などはできないこととなりますので、その結果、どこかに保存していかなければならないということになります。市として今後のそういう方向性について、何らかの要請とか国の動きとか、どのように捉えておられるか伺いたいと思います。

○（鈴木委員） 北方四島の交流事業なわけけれども、予算については推進委員会で持つということでもありますから、北見市はかかわりは持たないのだと思うわけけれども、全体で78名という相当な数になっておりますが、このホームステイされるところというのはもう決まっているのかどうなのかということがまず1点。それから、男女別でどのような構成で来られるのかということが2つ目。さらに、どの程度の年齢の子供が来られるのか、もしくは、おじいちゃん、おばあちゃんが来られるのか、その辺のところをお聞かせください。

あと、水銀の硫化実証試験の関係でありますけれども、菊池委員と重複する面もあるわけけれども、

当市に施設があるわけですから、その中間施設といいますが、そういったものも必要なのでしょうけれども、行政としてのかかわり方、環境省、国としてはここまでであるけれども、市としてはどこまでかかわっていくのかということをお知らせ願いたいと思います。

○（飯田委員） イトム力鋳業所の関係なわけけれども、国からの委託事業ということなわけけれども、いつからいつまでの委託ということになっているのか。その点をお伺いしたいと思います。

○（井上次長） まず、鈴木委員からご質問いただきました北方四島交流事業の関係です。1つ目のホームステイは決まっているのかという質問ですが、現在募集をしております、まだ30人全ての受け入れ家庭が決まっている状況ではなく、あと一、二家庭のところまでできていますけれども、そういった状況でございます。

それから、訪問団の構成でございますが、訪問団の名簿につきましては9月上旬にこちらに届くとお伺いしております、まだ男女別だとか年齢構成はわからない状況でございます。ちなみに、前回、平成21年に受け入れしたときには、年齢は20代から70代ぐらいまで、男女もほぼ半々という状況でありました。今回の訪問団の構成については、9月上旬にこちらに名簿が届くこととなっております。

私からは以上です。

○（市山課長） それではまず、飯田委員からいただきました今回の実証試験の業務の部分につきまして、いつからいつまでかということをお話をいただいております。本業務につきましては、平成28年10月に環境省で公募をいたしまして、平成29年1月から委託になりまして、平成29年1月から3月までの間にそういう機材等の部分の整備が行われたと。平成29年4月から実質的に試験が始まりまして、今年度、平成30年3月いっぱいということをお話を聞いているところでございます。

次に、鈴木委員から行政としてのかかわり方とい

うことでお話をいただいています。また、菊池委員から国の動き等を含めて市の考え方についてのお話もいただいておりますけれども、今後につきましては、国の検討会で今中間処理及び最終処分について検討をされている状況ということですので、これにつきましては国の状況をしっかりと注視しながら、道とも連携をとりながら進めてまいりたいと。

あと、今後の部分、鈴木委員から言われました市のかかわり方につきましても、現時点では実証試験、国の委託事業ということで、私どもも静観させていただいてございますけれども、今後こちらにということのお話が出てくるのかどうか含めて状況を注視しながら、道及び国とも情報交換をさせていただきながら、じっくり見据えていきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○（菊池委員） 7月末ですけれども、私どもの党の国会議員団や北海道の関係者、いろいろ要請行動を政府に行ったのですけれども、その際の環境省の答弁ですけれども、中間処理施設については、今回北海道北見市のイトムカ鉱業所で行っているというふうにはなっているけれども、それが最終処分場の問題と連動するものではないという答えがありました。この水銀というのは金属ではあるのですけれども、平温に置きますと蒸発するのです。ということは、大気中に出ていくということで、非常に不安視される金属でもあるのです。そういう点から、平成29年度に行うというか、現状行っているこの実験が本当に安全な管理に資すると言えればいいのですけれども、なかなか難しい問題もあるのではないかと思います。そういう点で、市としても今後のあり方については、市民の不安とかそういうものにきちんと答える情報収集を含め、情報の提供を常々やっていただきたいと要請しておきますけれども、その点ご答弁願います。

○（佐野部長） 今菊池委員が言われたとおり、当地域はかつて水銀汚染ということで、無加川も指定

されたことがありまして、水銀の問題に対しては非常に敏感な地域であると私どもも認識しております。先ほど課長が答えましたとおり、現在行っている実験につきましては、道とも意見交換並びに情報交換、情報提供をお願いしております、そこは綿密にしているところでございます。今後におきましても道と連携をしながら、どのような実験、そしてどのような実験結果が得られたのか、そこは情報交換、それから情報収集をしっかりと行ってまいりたいと思います。

なお、今後のあり方については、いまだ国で検討段階でありますので、しかるべき時期、ある程度方向が出た時期に、また改めてご報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○（鈴木委員） ビザなし交流の関係で、意見なのですけれども、今お聞きいたしますと男女別も、それから年齢構成もわからないという中で、またホームステイ先も30名ほどなのでしょうけれども、これが何軒になるのか、2人ずつになるのか、3人ずつになるのかわからないですけれども、それも決まっておらず募集中だという話であります。

恐らく受け入れ先は、初めてのところではなくて、なれたところが受け入れするのだらうと思うのですけれども、しっかり注意した中で、事故等がないようにしていただきたいと要望するところでありますし、庁内でも共通の情報としてみんなが知り得るものを発信しておいて、事故が絶対ないような形をとっていただきたいと。特に性犯罪であるとか窃盗であるとか、また交通事故であるとか、そういったこと等を十分に注意されて行っていただきたいということで、意見とさせていただきますけれども、よろしく願いいたします。

○（隅田委員長） それでは、意見として扱わせていただきます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） なければ、以上で市民環境部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前 10時32分 休憩

午後 1時10分 再開

〔イトムカ鉱業所現場視察〕

午後 3時00分 休憩

午後 4時30分 閉議